

定例会では、議案に係りなく市の一般事務について質問することができます。これを一般質問といい、以下質問順にその概要をまとめています。今定例会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として発言する人数を減らし、会派ごとに代表が質問することとしました。



(所属会派：市民の声) 平岡清司議員

### Q: スクールバスの運行について

A: 市の基準を遵守する。

#### スクールバスの運行について

**平岡** 今回の一般質問は、コロナ感染対策のため会派代表質問になった。会派「市民の声」からは、藤富議員、養田議員を代表して、平岡清司が質問させていただく。令和2年3月定例会、令和3年12月定例会で質問させていただき、今回再度質問する。

12月定例会では、基準はあるが、今後検討していくと答弁いただいた。スクールバスには補助金が出ているが、何に対する補助金なのか尋ねる。

**教育部長** 本市が運行委託しているバスは13台。このうち事業者が所有する車両で運行している4台分の委託料が、補助対象である。学校統合に伴うスクールバスの運行業務に係る補助金

として、「へき地児童生徒援助費等補助金」を活用している。補助率は2分の1、

補助期間は、学校統合の開始年度または翌年度から5年間。補助期間の5年は、学校統合開始当初対象となつた児童生徒に基づき補助対象経費の算定が行われ、2年目以降で入学した児童は基準を満たしていても対象外である。

**平岡** そうすると通学距離が6キロメートルに満たない生徒が乗車しても、市の所有するバスであれば、補助金への影響はないのか。  
**教育部長** 通学基準に満たない生徒が市所有車両に乗車する場合は、補助金への影響はない。

**平岡** 先程も説明いただいたが、学校統合によりスクールバスに補助金が交付されるようになり、事業者が

所有するバスが対象であるが事業者はどこになるのか。

**教育部長** 事業者は、株式会社野原タクシーと五條二見交通株式会社である。  
**平岡** 前回の質問で西吉野町方面から来るバスは7台、バスに乗車している人数は定員の約半数と答弁いただいたが、西吉野町方面から来るバス7台のうち、丹原町、御山町を通るバスは何台あるのか。

**教育部長** 6台である。  
**平岡** 6台と答弁いただいたが、新年度、丹原町、御山町在住の生徒は何人いるのか。

**教育部長** 7人である。  
**平岡** 今の答弁を聞くと非常に矛盾がある。前回の答弁は、バスには乗車できる人数の約半数が乗車しており、コロナ感染防止から密にならず適度であると答弁

いただいた。しかし、6台のバスが通るのであれば、分散して乗車できるのではないか。

**教育部長** 丹原町、御山町在住の生徒数であれば、分散乗車は可能である。  
**平岡** 市所有のバスであれば、補助金の減額や市の負担、密にもならない。また通学路の途中で歩道もなく危険な箇所もある。

乗車させてもらえないのか。教育長に尋ねる。  
**教育長** 通学方法は、国が定める基準を遵守する。危険な箇所の安全対策に努める。

**平岡** 市長の考えを尋ねる。  
**市長** 私が議員だったときは同じことを言ったと思うが、立場が変わり、市全体を考え国の基準を遵守する。  
**平岡** 基準はあるが、子供たちのことを考え再度要望する。

